

居宅介護支援重要事項説明書

当事業者が提供する指定居宅介護支援の内容に関し、ご契約者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

名 称	森 町
所 在 地	静岡県周智郡森町森2101番地の1
電 話 番 号	0538-85-2111
代 表 者 職	森 町 長
代 表 者 氏 名	太 田 康 雄

2 事業所の概要

事 業 所 の 名 称	森町訪問看護ステーション居宅介護支援事業所
事 業 所 の 所 在 地	静岡県周智郡森町草ヶ谷387番地の1
電 話 番 号	0538-85-2391
管 理 者 氏 名	渡 邊 綾 子
介 護 保 険 事 業 所 番 号	2276300221
指 定 年 月 日	平成21年9月1日
通常の実業実施地域	森 町

3 事業所の職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
介護支援専門員	1人	常勤1人	介護支援専門員、社会福祉士

4 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の休日及び12月29日～1月3日は除く
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分まで

5 指定居宅介護支援の内容

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保険・医療・福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

また、居宅サービス計画作成の際は、ご契約者及びそのご家族に計画書に位置付ける指定居宅サービス事業所を複数紹介することで、公正中立なケアマネジメントの確保に努めます。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行ない、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行ないます。その為、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提供を求めます。
- ・医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院医療機関に提供します。
- ・ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご契約者及びご家族の同意を得て主治医等に意見を求めることとなっており、この意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画書を交付します。
- ・訪問介護事業所等から伝達された、ご契約者の口腔に関する問題や、服薬状況、介護支援専門員自身が把握したご契約者及びご家族の状態について、主治医師等に必要な情報伝達を行ない、医療との連携強化を図ります。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設の紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又はご契約者から介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設の紹介、その他の便宜の提供を行ないます。

⑤ 申請の支援

ご契約者の意思を踏まえ、要介護認定の更新申請や区分変更申請に必要な援助を行ないます。

⑥ 訪問回数の多いご契約者への対応

通常の居宅サービス計画書よりかけ離れた回数（2018年4月に国が定め10月から施行）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村に居宅サービス計画書の届け出を行いません。

⑦ 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合には、障害福祉制度の相談支援専門員との連携を図るため、特定相談支援事業者との連携に努めます。

6 秘密の保持

当事業所の職員は、業務上知り得たご契約者及びその家族等に秘密を他人に漏らしません。但し、市町村からの問い合わせ、医療機関との連携、指定居宅サービス事業者当との連絡調整等の正当な理由がある場合には、事前に同意を得た上で、ご契約者及びそのご家族等の情報を用いることがあります。

また、介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別マネジメント事例の提出要請があった場合には、これに協力します。

7 事故発生時の対応

居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行なうとともに、必要な対応をします。

8 利用料金

① 利用料

当事業所が提供する居宅介護支援サービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。但し、被保険者証に支払い方法変更の記載（ご契約者が保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨）があったときは、1ヶ月につき下記のサービス利用料金の全額を支払っていただきます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、お住まいの市町村の介護保険担当窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

要介護1又は要介護2	1086単位/月
要介護3、要介護4又は要介護5	1411単位/月

② 加算額

- 初回加算：300単位
- 入院時情報連携加算（Ⅰ）：250単位/月
- 入院時情報連携加算（Ⅱ）：200単位/月
- 特定事業所医療介護連携加算：125単位/月
- 退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	—	900単位

- 緊急時等居宅カンファレンス加算：200単位/回（1ヶ月に2回を限度）
- ターミナルケアマネジメント加算：400単位/月
- 通院時情報連携加算：50単位/回

③ 交通費

森町にお住まいの方は無料です。森町外にお住まいの方は、1回の訪問につき500円をいただきます。

④ 支払い方法

ご契約者が当事業所に支払う料金の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに前月にご利用いただいたサービス利用料金の請求をしますので、末日までに公立森町病院会計窓口へお支払いください。

9 サービスの終了について

① ご契約者のご都合で終了する場合

ご契約者はいつでも契約を解約することができます。この場合には、サービスの終了を希望する日の14日前までにお知らせください。

② 当事業所の都合で終了する場合

当事業所の職員の不足等、やむを得ない状況によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。このような場合は、サービスの提供終了の14日前までに文章でご契約者に通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報を提供します。

③ 自動終了

次の場合には、自動的に終了となります。

- ・ご契約者が介護保険施設に入院または入所した場合
- ・ご契約者が要介護認定の区分が非該当（自立）又は要支援と認定された場合

- ・ご契約者が亡くなった場合

④ 契約解除

次の事項に該当する場合には、ご契約者は直ちに契約を解除することができます。

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ・事業者が守秘義務に違反した場合
- ・事業者が社会通念に逸脱する行為を行なった場合

1 0 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する公立森町病院の委員会に定期的に参加し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備しています。
- ③職員に対して、虐待を防止するための研修を実施しています。
- ④養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

1 1 感染症の予防及びまん延防止、衛生管理等

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①公立森町病院における感染対策委員会に属し委員会に参加をしています。その上で会議の結果を職員に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止の指針を整備しています。
- ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行っています。

1 2 業務継続計画の策定

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行います。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 身体拘束等の適正化

①指定居宅介護支援の提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には必要な措置を講じます。

1.4 苦情の受付

① 苦情相談窓口

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

○担当者：渡邊 綾子

○電話番号：0538-85-2391

○受付時間：営業日の午前8時30分～午後5時15分

② 行政機関、その他苦情受付機関

森町役場保険福祉課介護保険係	0538-86-6341
国民健康保険団体連合会（介護保険課）	054-253-5590（苦情専用）

2011年12月1日改定

2014年4月1日改定

2015年4月1日改定

2016年3月10日改定

2018年4月1日改定

2021年3月1日改定

2021年4月1日改定

2021年10月1日改定

2024年4月1日改定

2025年7月1日改定

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県周智郡森町草ヶ谷387番地の1

事業所名称 森町訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

説明者 渡邊 綾子 印

私は、この説明書により、指定居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

利用者
住所 _____

氏名 _____ 印

家族等
住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との関係 ()

提出

重要事項説明

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

所在地 静岡県周智郡森町草ヶ谷387番地の1

事業所名称 森町訪問看護ステーション居宅介護支援事業所

説明者 渡邊 綾子 印

私は、この説明書により、指定居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けサービスの提供開始に同意しました。

利用者
住所 _____
氏名 _____ 印

家族等
住所 _____
氏名 _____ 印
利用者との関係 ()